

津市一般廃棄物処理基本計画 (概要版)

平成30年3月
津市

目 次

1. 計画の目的・位置付け	1
2. 計画期間	1
3. 計画の適用範囲	1
4. ごみ処理の現状	2
(1) ごみ処理フロー	2
(2) ごみ総排出量の推移	3
(3) ごみ処理量	5
ア. 総処理量	5
イ. 資源化量	6
5. ごみ処理基本計画	7
(1) 基本方針	7
(2) 目標値と将来予測	9
(3) 重点施策	10
(4) ごみ処理システム	10
ア. 分別・収集計画	11
イ. 中間処理計画	11
ウ. 最終処分計画	11
(5) その他の計画等	11
ア. 災害時等における廃棄物の処理に関する計画	11
イ. 不法投棄対策	11
ウ. 計画のフォローアップと事後評価	12
6. 生活排水処理基本計画	13
(1) 生活排水処理の現状	13
ア. 生活排水処理フロー	13
イ. 生活排水処理形態別人口の推移	14
ウ. し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績	15
エ. 収集・運搬状況	15
オ. 収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理状況	15
(2) 生活排水処理基本計画	16
ア. 基本方針	16
イ. 生活排水処理の目標と将来予測	17
ウ. 収集・運搬計画	18
エ. 中間処理計画	18
オ. 最終処分計画	18
カ. 災害時等における廃棄物の処理に関する計画	18

1. 計画の目的・位置付け

我が国では、大量生産・大量消費型社会経済活動による、廃棄物の大量発生、環境負荷の増大などに伴って生じた環境問題への反省から、環境負荷の削減に向けた様々な取組が行われてきました。

津市では、平成 21 年（2009 年）3 月に平成 20 年（2008 年）度から平成 29 年（2017 年）度を目標年度とする 10 年間を計画期間とした津市一般廃棄物処理基本計画（以下「旧計画」といいます。）を策定しました。中間目標年度の平成 25 年（2013 年）度には現状や課題を整理し、中間的な見直しを行いました。

旧計画の計画期間内には、市民や事業者と共に、ごみの減量・資源化への取組を進めてきましたが、1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少しておらず、リサイクル率の向上には至っていない状況にあります。

新たな津市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）は、旧計画で定めた減量目標の達成状況や施策の実施状況を評価するとともに、少子高齢化を伴う人口減少やライフスタイルの多様化といった社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後の本市の一般廃棄物処理事業を安定的かつ適正に進めていくために、新たに策定するものです。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年（1970 年）法律第 137 号）の目的である生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、同法第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年（1971 年）厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、本市の区域内の一般廃棄物の適正な処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするために定めるものです。

なお、本計画は、関係法令並びに国、県、本市の他計画等との整合に配慮します。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年（2018 年）度を初年度、2027 年度を目標年度とする 10 年間とします。

計画期間中は、2022 年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとします。

なお、国における廃棄物行政などの上位計画や社会経済情勢の変化などに応じ、適宜見直しを行うものとします。

目 標 年 度
2027 年度
中間目標年度：2022 年度

3. 計画の適用範囲

本計画は、本市全域を対象区域とします。

4. ごみ処理の現状

(1) ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理の流れを図 4-1 に示します。

資源系ごみは、自治会や子ども会等の集団回収及び市の収集等により、回収して資源化しています。

中間処理する資源系ごみ及び不燃系ごみは、津市リサイクルセンターに搬入し、破碎や選別処理を行った後に資源化しています。

資源として利用できない残渣のうち、燃やせないものは津市一般廃棄物最終処分場に搬入し、埋立処分しています。

資源として利用できない残渣のうち、燃やせるもの及び可燃系ごみは、焼却処理施設である津市西部クリーンセンター、津市クリーンセンターおおたかにそれぞれ搬入し、焼却処理しています。焼却処理により発生する焼却灰等は、民間に委託し、セメント原料、金属原料及び建設資材として資源化しています。

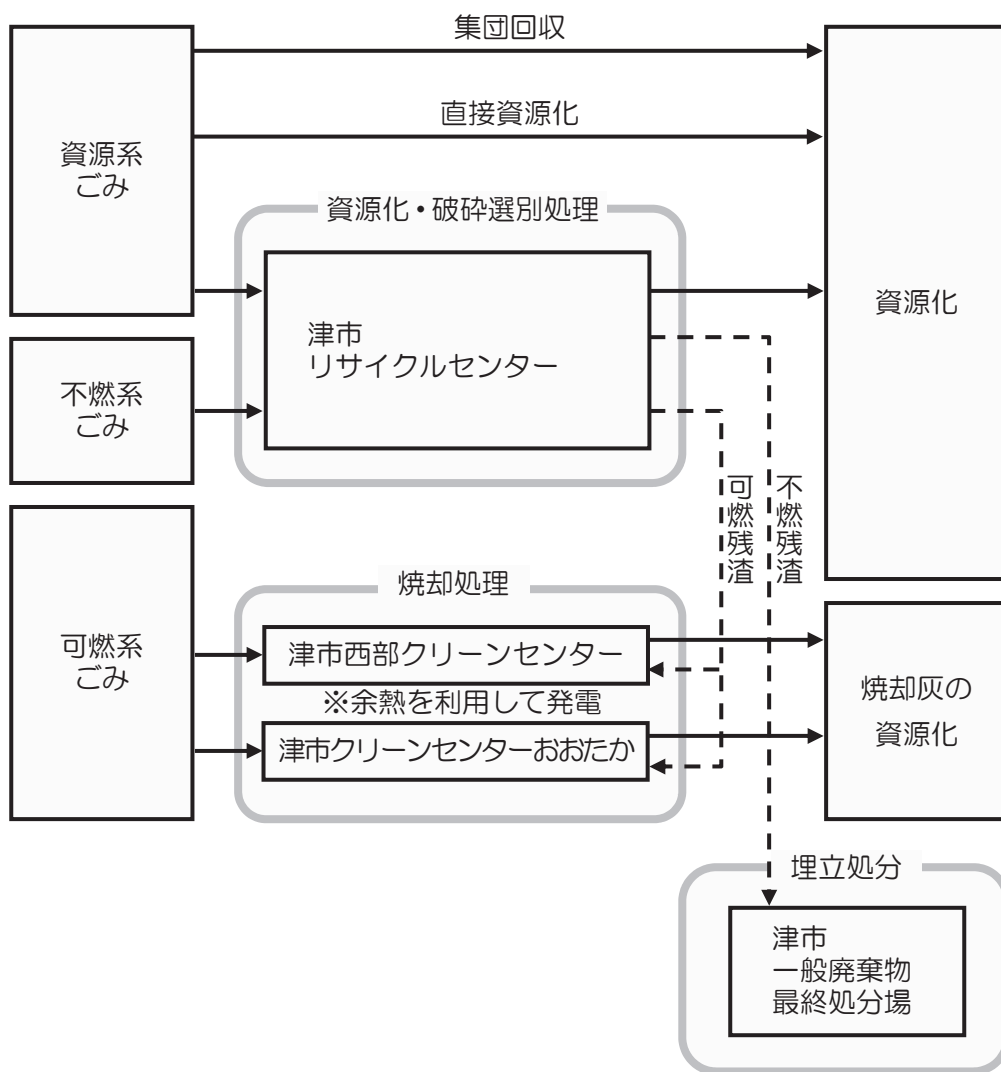


図 4-1 ごみ処理フロー

(2) ごみ総排出量の推移

本市におけるごみ総排出量の推移を図 4-2 に、1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））の推移を図 4-3 示します。

ごみ総排出量は、平成 19 年（2007 年）度は 125,429 t/年でしたが、平成 22 年（2010 年）度には 103,709 t/年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 21,720 t/年（17.3%）減少しています。平成 22 年（2010 年）度以降は、ほぼ横ばいで推移し、平成 28 年（2016 年）度には 105,021 t/年となり、平成 22 年（2010 年）度と比較して 1,312 t/年（1.3%）増加しています。

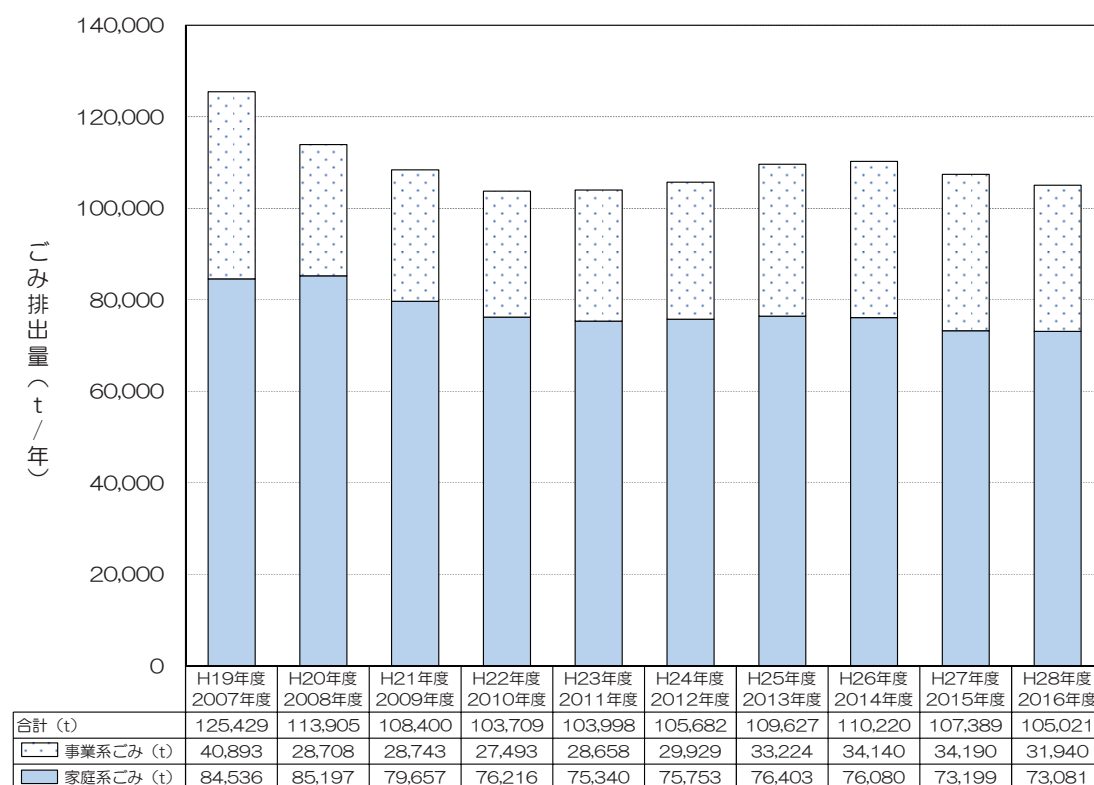


図 4-2 ごみ総排出量の推移

1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は、平成19年（2007年）度は1,145g/人・日でしたが、平成28年（2016年）度には1,003g/人・日となり、平成19年（2007年）度と比較して142g/人・日（12.4%）減少しています。

しかし、旧計画における目標値900g/人・日（平成29年（2017年）度）に比べ103g/人・日多く、ごみ減量化目標に達していない状況です。

なお、1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））はごみ総排出量から集団回収量を除いた値で算出しています。

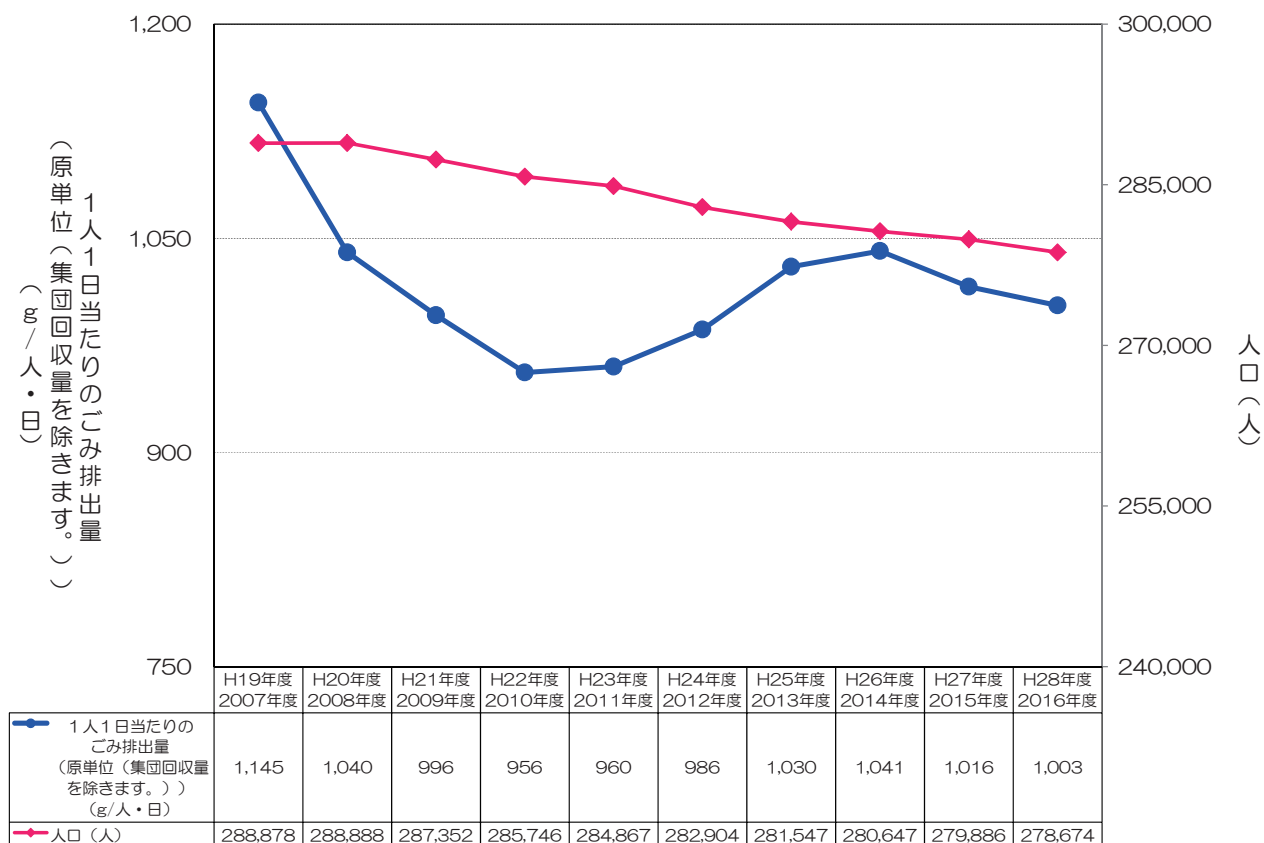


図 4-3 1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））の推移

(3) ごみ処理量

ア. 総処理量

本市におけるごみ処理の実績について、図 4-4 に示します。

平成 28 年(2016 年)度における総排出量 105,021 t /年のうち、24,433 t /年 (23.3%) を資源化しています。津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおたかでは 90,394 t /年を焼却処理、津市一般廃棄物最終処分場では 1,426 t /年を埋立処分しています。

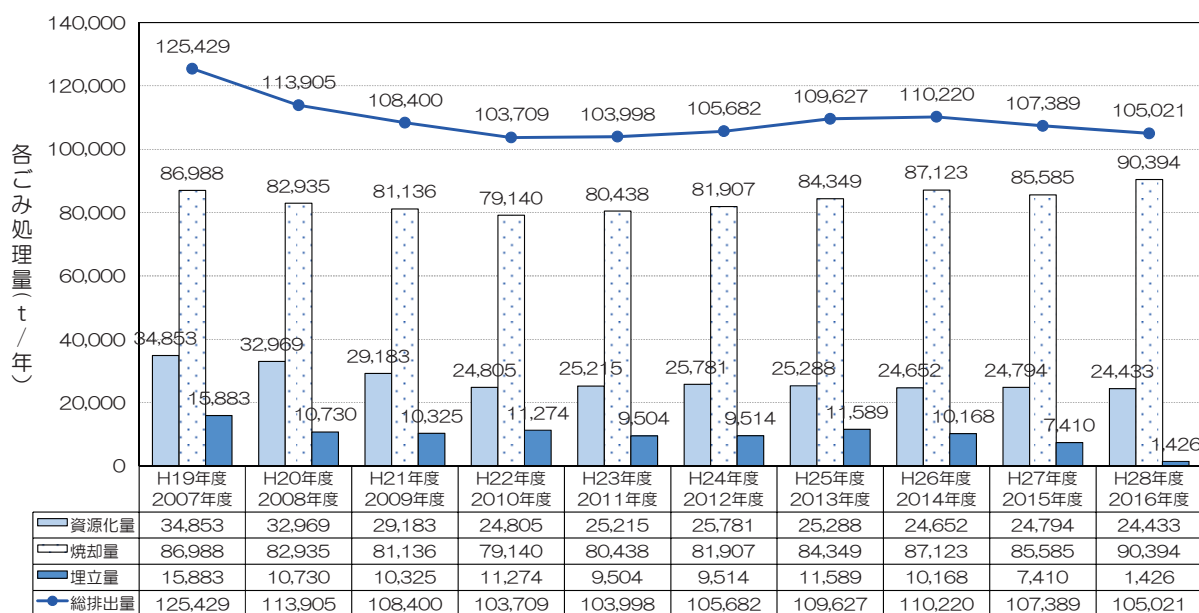


図 4-4 ごみ処理の実績

イ. 資源化量

本市における資源化量の推移を図 4-5 に示します。

資源化量は、平成 19 年（2007 年）度は 34,853 t /年でしたが、平成 22 年（2010 年）度には 24,805 t /年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 10,048 t /年（28.8%）減少しています。平成 22 年（2010 年）度以降は、ほぼ横ばいで推移し、平成 28 年（2016 年）度には 24,433 t /年となり、平成 22 年（2010 年）度と比較して 372 t /年（1.5%）減少しています。

リサイクル率は、平成 19 年（2007 年）度は 27.8%でしたが、平成 22 年（2010 年）度には 23.9%となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 3.9 ポイント減少しています。さらに、平成 28 年（2016 年）度には 23.3%となり、平成 22 年（2010 年）度と比較しても 0.6 ポイント減少しています。リサイクル率の内訳の中では、特に直接資源化量の減少が目立ち、平成 19 年（2007 年）度は 10,383 t ですが、平成 28 年（2016 年）度には 3,598 t となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 6,785 t（65.3%）減少しています。

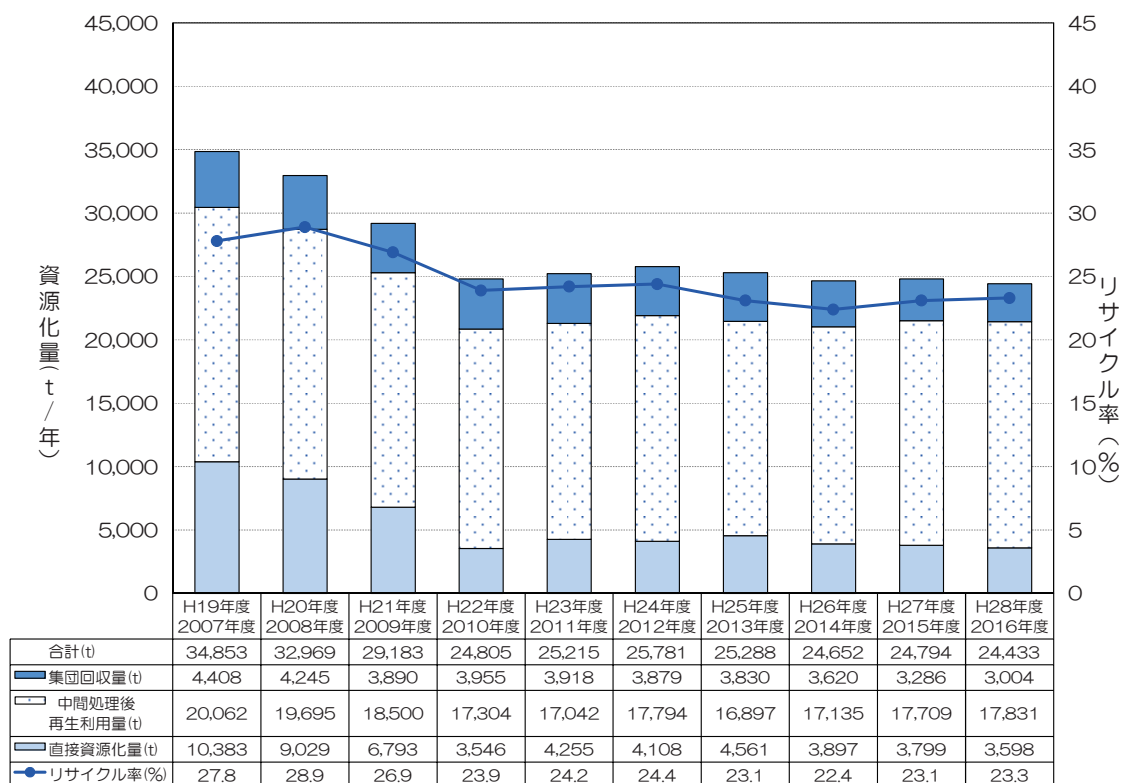


図 4-5 資源化量の推移

5. ごみ処理基本計画

(1) 基本方針

津市環境基本計画では、本市のめざす環境像を『豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津』としています。本計画においても、この環境像の実現のため、3つの基本方針を掲げ、各施策に取り組んでいきます。

図 5-1 にごみ処理基本計画の体系図を示します。

基本方針1 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくりの推進

分別の徹底を行うとともに、廃棄物の量を減らし、適正な資源循環を実現するため、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の「3R」を基調とした資源循環を促します。

特にごみの発生抑制を最優先課題として取り組みます。

また、生産から流通、消費に至る過程において、市民・事業者・市がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、環境へ配慮しながら、相互に理解を深め協力して資源循環に取り組みます。

（施策）

3Rの推進、雑紙等の資源分別の徹底、環境学習、事業者への指導・啓発

基本方針2 廃棄物の適正処理の推進

できるだけ資源としての循環利用を図る一方、ごみとして出たものは、ごみの種類や処理方法に応じて適正に処理します。また、エコ・ステーション等の適正な維持管理を行うとともに、情報公開に取り組みます。

不法投棄や資源の持ち去り行為に対する防止対策を検討し、市民・事業者が安心してごみを排出できる環境を整備します。

（施策）

店頭回収・エコ・ステーションの拡充、不法投棄対策、資源の持ち去り防止対策 等

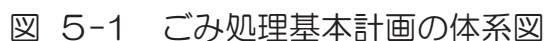
基本方針3 安全・安心な廃棄物処理システムの継続

分別・収集に関しては、高齢者や障がい者などのごみ排出の負担軽減に向けた支援の在り方や大型ごみの収集について検討していきます。

中間処理施設及び最終処分場に関しては、施設の老朽化や処理量の変化に対応するため、より安定的・効率的な施設稼働を推進していきます。

（施策）

分別・収集計画、中間処理計画、最終処分計画、その他計画



(2) 目標値と将来予測

今後、本市が取り組む各施策における減量化や資源化等の効果から算出した数値を計画の目標年度における新たな目標値として設定します。

2027 年度における目標値は、「1 人 1 日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。）」、「リサイクル率」とし、表 5-1 に示します。

表 5-1 計画期間 10 年間における目標値

目標とする項目	平成 28 年度 (2016 年度) (実績値)	2022 年度 (中間目標年度)	2027 年度 (目標年度)
1 人 1 日当たりごみ排出量 (原単位 (集団回収量を 除きます。))	1,003 (g/人・日)	984 (g/人・日)	950 (g/人・日)
リサイクル率	23.3%	28.0%	34.0%

また、各施策に取り組むことによる将来予測を図 5-2 に示します。

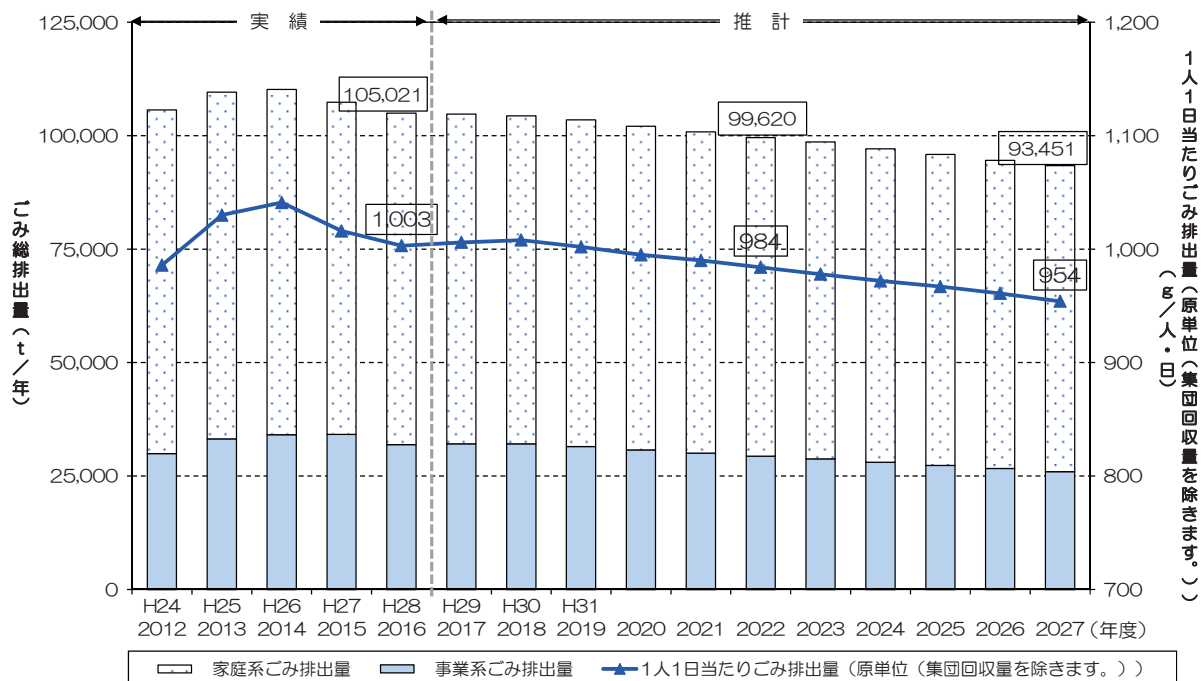


図 5-2 施策実施時の将来予測

(3) 重点施策

ごみの発生抑制・減量化、資源化について、循環型社会の実現を目指し、市として特に次の施策について重点的に取り組みます。

ア 紙類・布類の分別徹底

家庭から出される燃やせるごみに含まれる紙類・布類を資源として分別されるよう啓発を強化します。

イ 生ごみの減量化

生ごみの水切り、生ごみの堆肥化を積極的に呼びかけ、生ごみの減量化、資源化を促進します。

家庭用生ごみ処理機及びコンポストの購入補助制度を継続していきます。
食品ロスを削減する取組を周知・促進していきます。

ウ 容器包装プラスチックの分別徹底

資源物の回収量の増加とリサイクルに適した品質の確保のため、容器包装プラスチックの家庭での正しい分別を広く周知していきます。

エ 環境学習センター事業の充実

3R（リデュース、リユース、リサイクル）を啓発するため、子どもから大人まですべての市民を対象として、ごみの減量化への取組や資源化について積極的に情報を発信していきます。

オ 環境教育の充実

「夏休み子どもごみ教室」や学校での環境に関する授業等で小学生や中学生のごみ問題に対する意識啓発を行います。

自治会や婦人会、老人会等の各種団体や事業者を対象に、「ごみダイエット塾」を開催し、ごみの減量化に向けた各団体の自主的な活動を促進します。

カ 事業系ごみの減量化への取組

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

事業者に対し減量化の必要性を説明する資料や資源化等の処理方法の検討を呼びかける資料等を提供するなどして、事業系一般廃棄物の排出責任者としての減量化への取組を促します。

商工会議所等を通じて事業所に対して、生ごみの水切りや紙類の分別徹底を呼びかけます。

(4) ごみ処理システム

本計画期間における本市のごみ処理は、従来の方式を引き継ぎ行うことを基本とします。

ア. 分別・収集計画

家庭系一般廃棄物の分別収集は現在の分別区分を基本とし、事業系一般廃棄物と区分して収集します。

市民から排出されるごみについては、本市直営、本市委託及び一般廃棄物収集運搬許可業者において、適正な収集・運搬を行います。

イ. 中間処理計画

資源ごみ及び燃やせないごみの一部については、引き続き津市リサイクルセンターにおいて、徹底した選別作業を実施し、更なる資源化と最終処分量の削減を図るとともに、同施設の効率的・効果的な運営管理を行っていきます。

燃やせるごみ及び津市リサイクルセンターで資源化、破碎選別処理後の可燃残渣は、引き続き津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおたかの2施設において適正に焼却処理を行うとともに、同施設の効率・効果的な運営管理を行っていきます。

焼却処理後の残渣は、民間委託により資源化を図っていきます。

津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおたかの施設の老朽化が進むことから、将来に向けた継続的かつ安定的な廃棄物処理を確保するため、本計画期間において、収集効率や施設の余熱利用を含めた効率的・効果的な焼却システムの検討を進めます。

ウ. 最終処分計画

津市リサイクルセンターから排出される資源化又は焼却処理できない不燃残渣は、津市一般廃棄物最終処分場で適正に埋立処分していきます。

また、ごみ処理量の変化に対応した効率的・効果的な同施設の運営管理を行っていきます。

(5) その他の計画等

ア. 災害時等における廃棄物の処理に関する計画

災害廃棄物が発生した際に迅速に対応できるよう、広域処理の可能性も考慮しながら、津市災害廃棄物処理計画に基づき、平時より体制を構築しておきます。

大規模災害発生時においても、廃棄物処理に係る一定の業務を的確に行えるよう、津市業務継続計画（BCP）のもと、非常時において優先的に実施すべき廃棄物処理に関する業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ明確にし、有事に備えます。

イ. 不法投棄対策

不法投棄防止のため、本市職員による定期的なパトロールを実施するとともに、不法投棄が多発する地域においては、必要に応じて不法投棄を防止するための看板を設置します。

不法投棄対策では、警察との連携を強化し取り組むとともに、不法投棄防止に取り組む団体や市民との協働により、相互に情報交換できる体制を構築します。また、不法投棄防止について、学校や事業者、自治会などと連携して学習会等を開催し、市民一人ひとりの自覚を促します。

ウ. 計画のフォローアップと事後評価

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、事後評価を実施し、結果を公表します。

また、必要に応じて国及び三重県と意見交換を行いつつ、計画の進捗状況を勘案し、PDCAサイクルにより点検・見直しを計画的に行います。

6. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の現状

ア. 生活排水処理フロー

生活排水処理フローを

図 6-1 に示します。

市の住宅密集地域を集合処理区域とし、下水道、農業集落排水施設等によりし尿・生活雑排水の処理を実施しています。

集合処理区域内にあっても下水道等が整備されていない地域と、個別処理区域については、し尿くみ取り、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽により処理を実施しています。

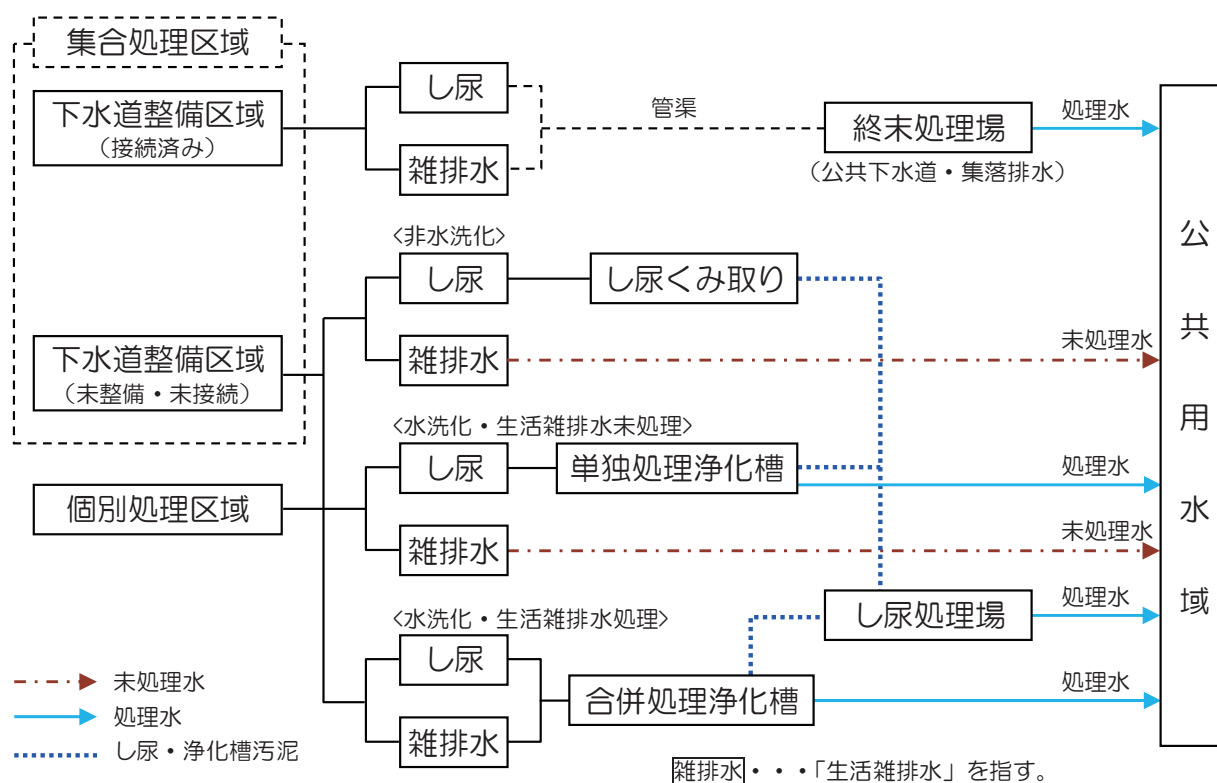


図 6-1 生活排水処理フロー

イ. 生活排水処理形態別人口の推移

生活排水処理形態別人口の推移を図 6-2 に示します。

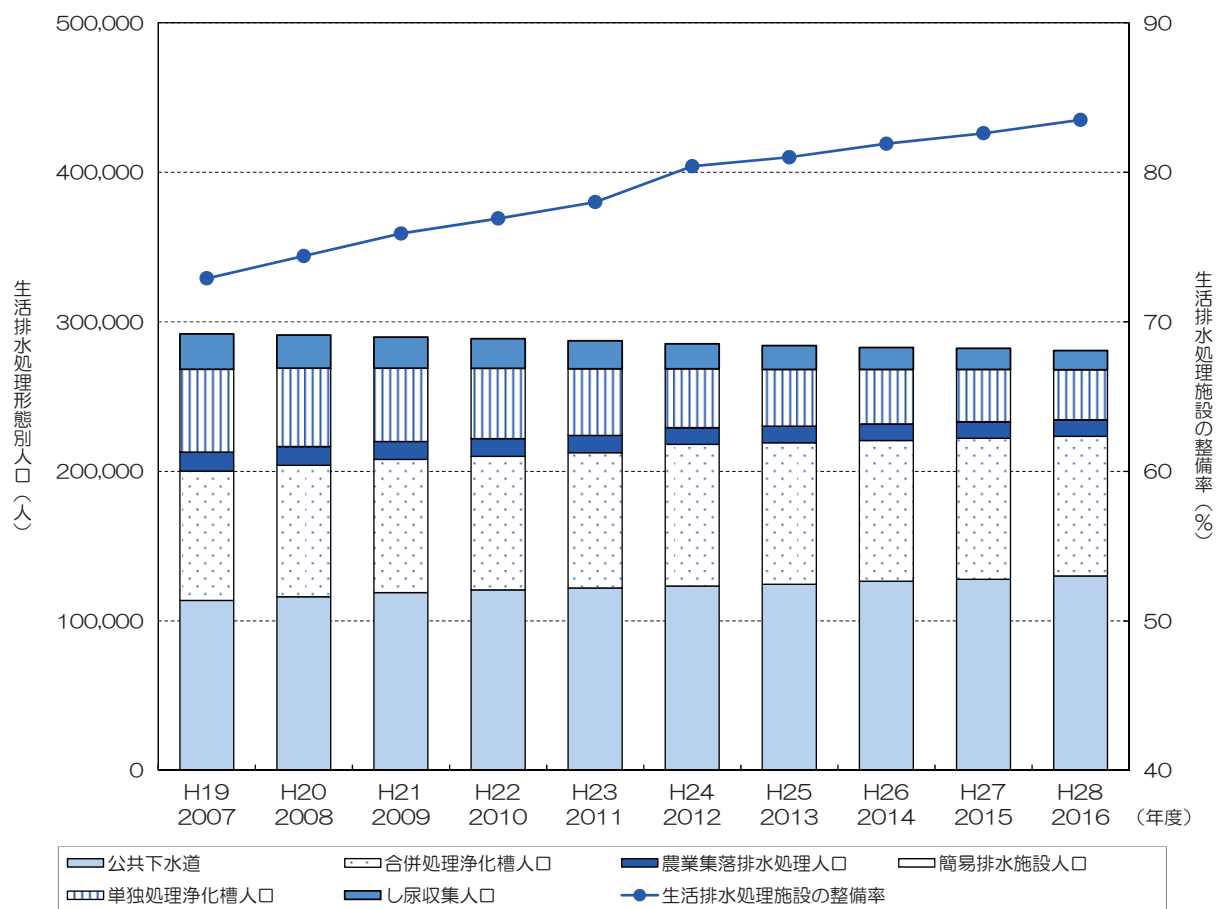


図 6-2 生活排水処理形態別人口の推移

ウ. し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績

し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績を図 6-3 に示します。

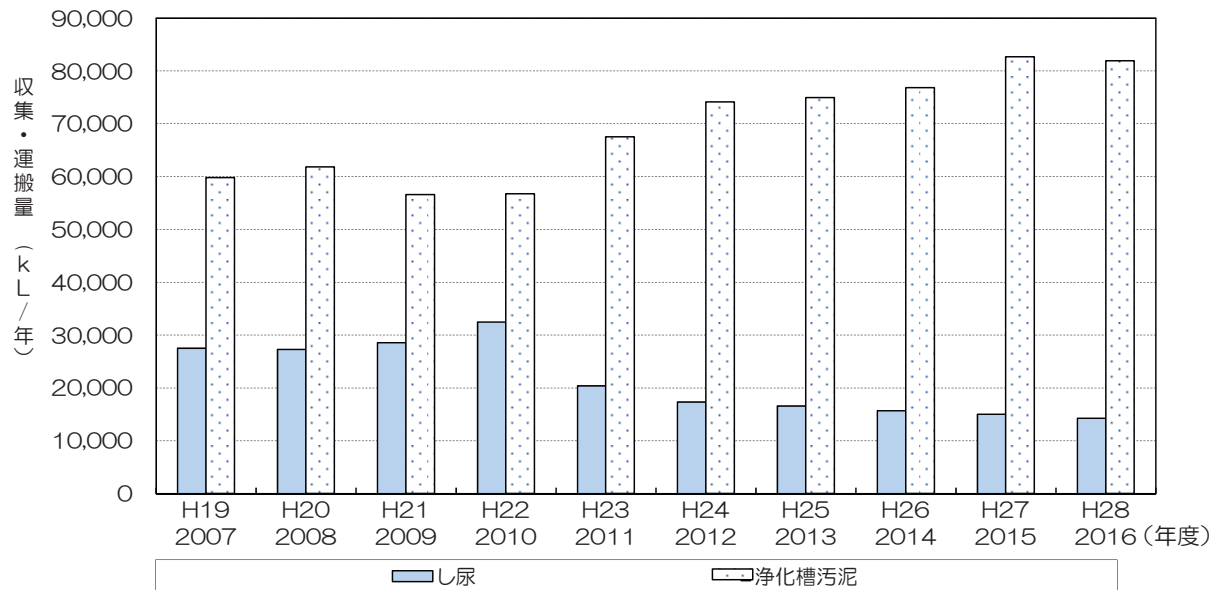


図 6-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績

エ. 収集・運搬状況

平成 28 年(2016 年)度末において、し尿くみ取り及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者の計 96 台の収集・運搬車両で行っています。

オ. 収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、2箇所のし尿処理施設（津市安芸・津衛生センター、津市クリーンセンターくもず）にて行っています。

し尿処理施設の処理過程で発生するし渣及び汚泥については、し尿処理施設内の脱水設備で脱水・乾燥した後、汚泥焼却炉で焼却処理しています。

焼却処理後の灰は、全て民間委託により資源化しています。

(2) 生活排水処理基本計画

ア. 基本方針

津市環境基本計画では、本市のめざす環境像を『豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津』としています。本計画においても、この環境像の体现のため、2つの基本方針を掲げ、各施策に取り組んでいきます。

基本方針1 生活排水の適正処理の推進

中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区及び松阪処理区、津市単独公共下水道の椋本処理区における管渠整備を進めます。

公共下水道や農業集落排水への接続について未接続世帯への啓発活動を強化します。

また、下水道計画区域外の地域で市が設置主体となって浄化槽を整備、管理の推進や住宅団地の集中浄化槽の市への移管に係る取組を推進します。

浄化槽設置整備事業補助制度により、浄化槽の設置を推進します。

中間処理施設の長寿命化に向けて、計画的な維持管理を推進します。

(施策)

公共下水道の整備推進、未接続世帯への啓発（公共下水道、農業集落排水）、生活排水処理施設の効率的な整備（市営浄化槽）、収集・処理・処分 等

基本方針2 水環境の向上のための普及啓発活動の推進

快適で豊かな水環境を保全するため、水環境の向上のための普及啓発活動を実施します。

(施策)

ホームページ・各種イベントでの情報提供 等

イ. 生活排水処理の目標と将来予測

生活排水処理の目標を図 6-4 に、生活排水処理形態別人口の将来予測を図 6-5 に示します。

2027 度の生活排水処理率は 93.0% となり、平成 28 年（2016 年）度と比べて 9.5 ポイント（11.4%）上昇しています。

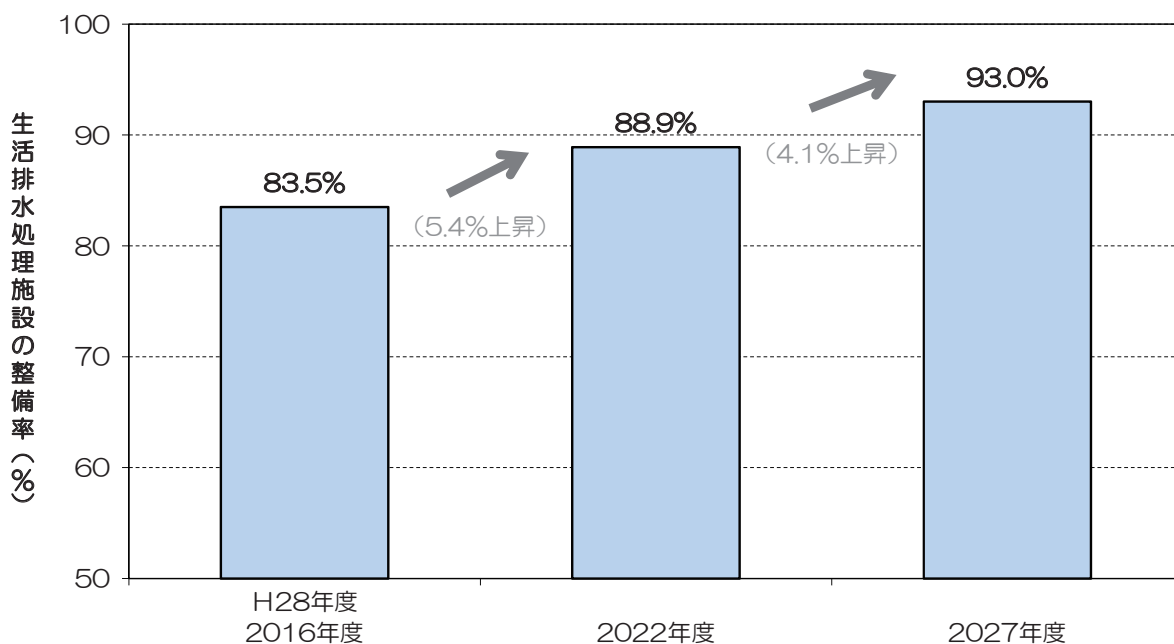


図 6-4 生活排水処理施設の整備率の目標値

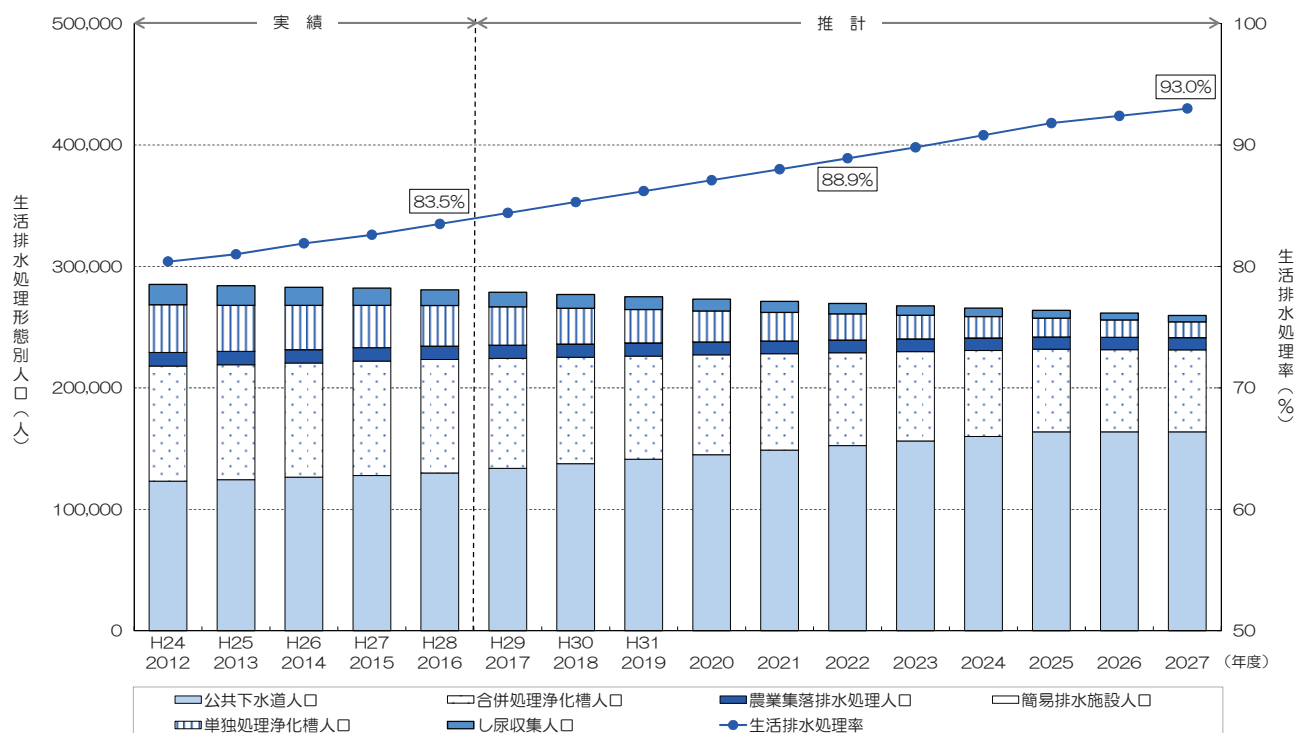


図 6-5 生活排水処理形態別人口の将来予測

ウ. 収集・運搬計画

本市では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬について、本市全域、本市が許可した業者で行っています。今後も、現体制を維持していくことを基本としますが、収集・運搬量の減少が予測されるため、計画的収集・運搬作業により、より安定したし尿・浄化槽汚泥処理を行っていくことを目標とします。

エ. 中間処理計画

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、現状どおり2箇所のし尿処理施設（津市安芸・津衛生センター、津市クリーンセンターくもず）において全量適正処理を行っていきます。

し尿処理施設の処理過程で発生するし渣・汚泥については、上記2箇所の処理施設内で脱水処理を行った後、焼却処理を行っていきます。

現施設（津市安芸・津衛生センター、津市クリーンセンターくもず）の効率的・効果的な運営管理を行うとともに、施設の老朽化等への対策として、施設の更新に向けた検討を行っていきます。

オ. 最終処分計画

し尿処理施設で発生する焼却残渣は、全量資源化を図ります。

カ. 災害時等における廃棄物の処理に関する計画

災害廃棄物が発生した際に迅速に対応できるよう、広域処理の可能性も考慮しながら、津市災害廃棄物処理計画に基づき、平時より体制を構築しておきます。

大規模災害発生時においても、廃棄物処理に係る一定の業務を的確に行えるよう、津市業務継続計画（BCP）のもと、非常時において優先的に実施すべき廃棄物処理に関する業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ明確にし、有事に備えます。